## (2) 旅客の保護

が、客自動車を運転する場合は、とくにつぎのことを守り旅客の保護に あたりましょう。

- ① 病気や疲れ、睡眠不足、天災などの理由により安全運転ができない おそれがあるときは、その旨を事業者に申し出ること。
- ② 運転中、重大な散障を発見したときや、重大な事故が発生するおそれがあるときは、ただちに運転を中止すること。
- ③ 「坂道で草から離れるときや、危険な場所を通過するときは、旅客を降ろすこと。
- ④ 故障などのため露動がで動かなくなったときは、すみやかに旅客を 誘導して退避させるとともに、発炎筒などで列車に合図をすること。



退避させる過程での二次災害にも注意しましょう。

⑤ 業務を交代するときは、道路や草の状況について申し継ぎをすること。

ずし継ぎを受けた違範者は、ハンドル、ブレーキなどの機能について流検すること。

- ⑥ 集降口のドアは、停車を確認した後で開き、また確実に関めてから 発車すること。
- ⑦ ガソリン、灯油、塩酸などで危険な状態の物品を持っている着を 集革させないこと。
- ⑧ 事故が起きたときは、応急救護処置や遺留品の保管など負傷者の保護にあたること。

## 🖔 ちょっと注目

事故のときのその 他の措置…

天災や事故によって 旅客に死者や重傷者が 出たときは、すみやか にそのことを家族に通 知しなければなりませ